

香川県土地開発基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第30号

香川県土地開発基金条例の一部を改正する条例

香川県土地開発基金条例（昭和44年香川県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置) 第1条 略</p> <p>(運用益金の処理) 第6条 基金の運用から生ずる収益は、<u>一般会計の歳入歳出予算に計上して、第1条に規定する目的を達成するための事業に要する経費の財源に充てるほか、この基金に編入するものとする。</u></p>	<p>(設置) 第1条 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため、香川県土地開発基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(運用益金の整理) 第6条 基金の運用から生ずる収益は、<u>公共用地先行取得事業特別会計の歳入歳出予算に計上して整理する。</u></p>

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。